

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和6年6月25日（火） 午前10時7分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

- 議案第 54号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 議案第 55号 ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第 58号 公有水面埋立てに関する意見について
- 議案第 59号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第 60号 字の区域の変更について

2 請願・陳情

- 陳情第 5号 在留カード及び特別永住者証明書の真正性確認をICチップ読み取りで
行うことを必須とすることについて
- 請願第 7号 「再審法改正を求める意見書」採択に関することについて

○出席委員 8名

総務生活委員会

井坂章	委員長
井坂涼子	副委員長
鎌田政人	委員
田中高司	委員
鈴木道生	委員
雨澤正	委員
大内聖仁	委員
打越浩	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 薄井宏安 議長

○説明のため出席した者

企画部	森山雄彦	企画部長兼市長公室長
	小和瀬晃	企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長
総務部	小倉健	総務部長
	西野浩文	総務部参事兼総務課長
	鈴木寿和	総務課長補佐
	永井慎	総務課総務係長
	福家一真	総務課文書法制係長
市民生活部	白土光伸	市民生活部長
	鈴木泉美	市民課長兼市毛窓口所長兼前渡窓口所長兼佐野 窓口所長
	五島三恵子	市民課長補佐
	海野美信	市民課長補佐兼係長
	本田裕子	市民課係長
	小石川誠	市民課係長
	鯉沼光人	市民活動課長
	布施孝行	市民活動課長補佐兼係長

○事務局職員出席者

議会事務局	石崎聡一郎	局長
	鯉沼光人	次長補佐
	佐藤ゆかり	主幹

総務生活委員会

令和6年6月25日(火)

*開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時7分 開会

○井坂（章）委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案5件、請願1件、陳情1件、以上7件です。

審査の進め方につきましては、初め議案を審査した後、請願・陳情を審査したいと思います。
以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

では、議案審査です。それでは、初めに議案第54号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k sのホーム画面から、全議員共通、本会議、令和6年定例会、第2回6月定例会、議案、議案第54号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明をお願いします。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 議案第54号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

○井坂（章）委員長 着座で結構です。

○白土市民生活部長 失礼いたします。現在、印鑑登録証明書等の発行については、市役所窓口のほかに、マイナンバーカードを用いてコンビニエンスストアに備付けの多機能端末機を操作して交付を申請し、交付を受けることができます。議案書3ページの新旧対照表の右側、旧条文をご覧いただきたいと思います。条文中のコンビニ等に設置されている多機能端末機、いわゆる情報端末のマルチコピー機には、様々な機能の1つとして行政サービスがあり、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機を操作し、証明書を発行する機能を有しております。市では今年度、マイナンバーカードを端末機にかざし、自ら端末操作により印鑑登録証明書等の交付申請を行うことができるらくらく窓口の端末機を本庁市民ホールに設置をいたします。このらくらく窓口の端末機につきましては、利用者が操作により申請した証明書は、市民課カウンター内のプリンターから出力され交付することから、コンビニの発行機能を有する多機能端末機とは異なるため、らくらく窓口の端末機設置に伴い、実態に合うよう、第15条の2の見出し中、波線部を改正するとともに、条文中の波線部を加え、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第55号 ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第55号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 着座にて失礼いたします。

議案第55号 ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書3ページの新旧対象表をご覧くださいと思います。現在市が設置管理している集会施設につきましては、新旧対照表の左側の5つの施設となっておりますが、小谷金集会所地域の自治会におきましては、新たな自己所有の集会所を建設いたしました。そのため、現小谷金集会所は、今後活用が見込めないことや、建設から46年が経過しており、維持管理が困難なため解体することから、本年6月30日をもって小谷金集会所の供用を廃止するため、条例中から当該集会所を削除しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第58号 公有水面埋立てに関する意見についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第58号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。森山企画部長。

○森山企画部長 それでは、恐れ入ります、着座にて失礼いたします。

お手元の議案第58号の1ページ目をご覧ください。本件は、茨城港常陸那珂港区の港湾区域内におきまして、茨城県が行っております公有水面埋立ての用途変更に係る議案であり、公有水面埋立法の規定に基づき、埋立権者であります県知事から港湾管理者であります県知事に

対し、公有水面埋立免許変更の許可申請がありました。この件につきまして、港湾管理者であります県知事より意見を求められております。これに対しまして、1ページ下記にございますように、埋立地の用途変更依存がない旨を回答するに当たり、公有水面埋立法の規定により議会の議決をいただくとするものでございます。

それでは、2ページ目をお開き願います。2ページ目、概要の大項目1にありますように、埋立変更の出願人は、埋立権者であります県知事です。また、2の(1)にありますように、埋立区域の位置は大字長砂字渚163番77、2,013番、2,015番、2,018番の地先の公有水面であります。そして、(2)にありますように埋立区域の面積は19万8,271.72平方メートルであります。これらはいずれも今回変更事項ではございません。そして、ただいまの具体的な位置につきましては、添付いたしました参考資料のフォルダをご覧くださいまして、参考資料の1ページ目をお開き願います。

参考資料の1枚目の埋立区域位置図がございまして、こちらの中央付近に位置を斜線で示しております。場所といたしましては中央埠頭に位置し、中央埠頭の北方向、図面では左方向となりますが、にあります岸壁からは、見ますとやや右寄り、南寄りに離れた位置が今回の位置でございます。

また2ページ目、3枚中でいうと3ページ目ということになりますが、用途図をご覧くださいまして、こちらの図のほうが、上段のほうが用途図全体ということで、昨年12月に今回の用途変更の起因となります茨城港港湾計画の一部変更が行われたときの用途変更のほうも併せてお示ししております。この変更内容を埋立区域部分で申し上げますと、上段のほう、縦に走る黄色で塗った枠でお示ししておりますのが、臨港道路3号線でございます。そして図面上の、この臨港道路3号線から行きますと、左下のほうにモータープール用地と、細かい字ですが、お示しをしております。このモータープール用地が、中央埠頭におけます近年の取扱貨物の増加に対応するため、およそ6ヘクタール拡張されたことに伴いまして、臨港道路3号線を、左側の変更前の図から右側の変更後の図のとおり、右方向、南側にずれるように配置を変更いたします。このため、赤枠でお示ししております本埋立区域においては、臨港道路3号線の一部が変更後には含まれることとなり、これが用途図の下段のほう、詳細で見ますと総面積は変わりませんが、用途ごとの配置及び面積が変更となります。臨港道路3号線の道路用地が約1.3ヘクタール増えるのと、併せて保管施設用地が約0.6ヘクタールの減少、道路用地が約0.2ヘクタール減少、製造業用地が約0.5ヘクタール減少しようとするものが変更内容でございます。

今度は議案書のほうにお戻りいただきまして、2ページ目の変更内容をお開き願います。議案書2ページ、一番下の段でございます。3変更内容については、ただいまの内容についてを記載しております。繰り返しの内容となってしまいますが、読み上げさせていただきますと、令和5年12月に茨城港港湾計画を一部変更し、常陸那珂港区中央埠頭におけるモータープール用地を拡張し、併せて東西に走る臨港道路3号線を南側に移動させました。このことにより、臨港道路3号線の一部が埋立区域にかかることとなったことから、埋立区域内に臨港道路3号

線の道路用地の一部を確保し、保管施設用地、道路用地、製造業用地の範囲を縮小しようとするものになります。このようなことを踏まえまして、本議案の趣旨である県への意見といたしましては、今回の用途変更は、中央埠頭の近年の取扱貨物の増加に対応するため、昨年12月に変更した港湾計画の趣旨と合致しておりますことから、依存がない旨回答をしようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第59号 あらたに生じた土地の確認について、議案第60号 字の区域の変更について、以上2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第59号、議案第60号をお開きください。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第59号 あらたに生じた土地の確認についてと議案第60号 字の区域の変更については、関連がありますので一括してご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

国の施工によります、茨城港常陸那珂港区区域内の公有水面埋立工事の竣功が認可されたことに伴いまして、まず議案第59号において、本市の区域内に新たな土地が生じたということを確認いたします。議案第59号の議案書の1ページにありますように、場所は市内大字長砂字渚地先の公有水面で、面積は6万2,655.74平方メートルです。添付の参考資料のほうに位置図をお示ししております。中央埠頭の矢印でお示した箇所に、埋立てによって新たな土地が生じたものであります。

次に、議案第60号におきまして、その土地を大字長砂字渚に編入するため、字の区域を変更しようとするものであります。議案第60号の議案書の2ページをご覧ください。変更調書として、大字長砂字渚に変更する区域について、先ほど生じた地先、公有水面の土地6万2,655.74平方メートルを指定しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 議案第59号のところの確認なんですが、新たに土地の面積が生じるということで、基本的な話になってしまうんですが、ひたちなか市の面積は、この後幾つになるか教えていただければと思います。

○井坂（章）委員長 鈴木総務課長補佐。

○鈴木総務課長補佐 ただいまのご質問にお答えいたします。面積自体は、国土交通省の国土地理院というところで公の数字を出しているんですが、電子国土基本図というものに基づいて出している面積が100.26平方キロメートル、こちらは、令和6年1月1日時点での数字となっております、最新のものはまだ出ていない状況となっております。今回の数字につきましては、そこも含めての数字ではなくて、次回に出るのが恐らく6月の末頃、その数字が公の数字として出るようになっております。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。最初に、議案第59号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第60号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、請願・陳情の審査を行います。

初めに陳情第5号 在留カード及び特別永住者証明書の真正性確認をICチップ読み取りで行うことを必須とすることについてを議題とします。

Side Booksのホーム画面から全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和6年6月25日配付資料、陳情第5号の順にお開きください。

事務局職員に朗読させます。佐藤主幹。

（事務局朗読）

○井坂（章）委員長 今、読んでいただきまして、何かご意見等がありましたら発言をお願い

します。何かありませんか。鈴木道生委員。

○鈴木委員 まず、本市の状況を確認したいと思うんですが、本市において、今、この住民登録の手続、いわゆる在留する海外の方々の手続において、このＩＣチップ読み取りを行うということは、国のほうからは特に来ているのかどうか、通達状況、手続の現状についてちょっと教えていただけますでしょうか。

○井坂（章）委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 現状でございますが、まず窓口での本人確認についてですけれども、本市の取扱要綱、ひたちなか市住民異動届出における本人確認に関する事務取扱要綱の規定に基づきまして、本人確認書類の提示により行っているのが現状でございます。手続におきましてですけれども、現在は、外国籍の住民に対してのＩＣチップの読み取りは行っておりません。券面が特に汚れておりましたり、見づらい場合のみ確認をさせていただいている現状でございます。

事務手続でございますけれども、外国籍住民の異動に関しての手続は、まず入国等に関する転入、それから国内でのほかの市町村からの転入、そして転居、転出の場合に分けられる形になります。この事務手続でございますけれども、まず、来庁受付時に在留カードのほかに旅券の提示を受けて、それぞれの各事項を２点確認した後住民登録を行っております。また、必要に応じて出生証明書や婚姻証明書等の提示も併せて行い、こちらを全て確認する形でございます。そのほか、国内での他市町村からの転入の際には、在留カードのほかに、前の市町村、前市町村発行の転出証明書もしくは前市町村のデータによります転出証明確認書により２点の確認を行い、それぞれの各事項の確認の照合を行っております。そして転居の場合でございますが、こちらに関しても、在留カードのほかに、我々の備えております住民記録データとの照合を行っております。そして、さらに、このいずれの場合におきましても、翌日には出入国在留管理庁への届出があった旨のデータ伝送をいたしますので、万が一の際にも、住民異動届に不正がありましたら、出入国在留管理庁データとの整合性がないということで連絡が入り、出入国在留管理庁への情報提供など、情報共有が図れるものはこちらでは理解しております。

以上でございます。

○井坂（章）委員長 鈴木道生委員。

○鈴木委員 そうすると、現状においては複数のものを組み合わせながら確認を行っているということで、こうした観点からすると、見解としては、こうした不法滞在というか、こうした不正な手続というのは抑止しているという認識でよろしいでしょうか。

○井坂（章）委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 抑止できているものと考えております。

○井坂（章）委員長 鈴木道生委員。

○鈴木委員 分かりました。今回の陳情の趣旨としては、ＩＣカードの活用ということでございます。ＩＣカードを活用するのかどうかということの、国のほうからこうしたＩＣカードの利活用についてはどのような通達があるか伺いたいと思います。

○井坂（章）委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 ICチップの利活用に関しましては、マイナンバーカードの取扱いに関して、ICチップの読み取りについてはこちらで規定がございますが、外国籍の住民の異動に関しては特にございません。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見等ありませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 陳情書の1ページ目の下から5行目に記載してあります茨城県ひたちなか市でもこのような状況が生じていることが懸念されるとあるんですけれども、ひたちなか市の状況はいかがなものかちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○井坂（章）委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 ひたちなか市で、そういったことについての情報は受けていないので、こちらとしては発生していないものというふうな認識でおります。

○井坂（章）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。ちなみに、この確認作業の対象となる件数というのはどのくらいあるか、把握していれば教えていただきたいんですけれども、よろしくお願いします。

○井坂（章）委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 令和5年度の状況であれば、先ほど私のほうで説明をいたしました転入、それから転居、それと合わせて転出と合計で1,500名の処理を私ども1年間で行いました。

以上です。

○井坂（章）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。続けてもう一つ質問よろしいでしょうか。

○井坂（章）委員長 どうぞ。

○鎌田委員 陳情書の3ページになります。3ページの2番目ですかね、ICチップの読み取りで真正性確認をすることを必須とし、関係部署は機関、事業主にその旨を通達することとあるんですけれども、その権限も含めて、市のほうにあるのか、それと通達ができるのかというのを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○井坂（章）委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 こちらの主管に関しましては、あくまでも出入国在留管理庁でありまして、市には権限はございません。ただ、国から県に対して協力要請がありまして、茨城県においては、農林水産部で雇用主向けに在留カードの確認方法の案内ですとか、不法滞在者に対する対応についての周知を図っております。そして茨城県警でも同様に、不法滞在者への取締りの徹底に加え、外国人コミュニティとの連携強化や関係機関、団体等への働きかけも行っていると聞いております。このような状況下で我々市が協力できることとすれば、市内の雇用主の方から相談があった際に、対応機関を案内したりですとか、つなぐことだと考えております。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見などありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 今回の陳情の趣旨の最初のところなんですけど、県の話ということではあるんです

が、いわゆる安全についてなんです、治安状況です。不法就労と認定される外国人の方が全国で多いですよということと、そこに関係して、恐らくこの方の陳情の懸念としては治安という問題があるだろうと思っております。こうした治安維持というのは、基本的には警察の権限が中心的に行われるものではあるんですが、一方で我々市町村、市でも住民の皆様の生活の中で、犯罪抑止や平穏な暮らしというのは極めて重要な我々のやらなきゃいけないことでもあるということです。こうした観点から、全体の傾向としてこうした不法という可能性のある方々と、犯罪の懸念というのが一般論としてはあると。本市としては、とはいえ多文化共生という社会の中でどういうふうに本市の良好な環境を維持しながら共生を図っていくかというのは大きな課題だと考えております。市として、市民生活をあずかる部署として、こうした取組について、今後の考え方とか見解を伺えればと思います。

○井坂（章）委員長 白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 外国人研修生とか、本市のみだけではなくて、全国的に受入れをしていると。そういった中で不法な滞在が懸念されるわけですけども、本市としてできるもの、全体の行政としてできるものというのは、やはり確認の手続です。こういったものをしっかりと適正に行って、不法ではないかどうかというのをしっかりと確認するというところが行政の責務ではないかというふうに考えております。本市としてもしっかりと、そういった手続に来庁された外国人に対してはしっかりと確認を取って、もし不法的なものが発見されましたら出入国管理局に情報を提供していくというような対応を取ってまいります。

○井坂（章）委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ぜひとも適切な連携の下に、良好な住環境というか、生活環境の維持に努めていただければということをお願いしておりますし、今後も計画的といいますか、そういった仕組みづくりにも努めていただきたいと考えております。今回の趣旨のよりよい環境を維持することと、手段としてのICチップ読み取りというのは、私としてはイコールではないのかなというところも今受けておるんですが、ただその思いというのは受け止めなきゃいけないのかなとは感じております。以上でございます。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見ありませんか。

暫時休憩したいと思います。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○井坂（章）委員長 再開をいたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 本市で対象と考えられる案件は、1,500に対して、懸念される案件はゼロ件であり、また関係部署、機関、事業所等に通達する権限は国にあるということから、市には権限がないこと、そしてこの件に関しては、外国人に対して、本人の真正性を確認することを必須とするのであれば、日本人の真正性確認にもつながっていくことになり、弊害になることも

考えられることから、外国人の方だけ真正性の確認を必須とすることだけでは差別的対応になりかねない。よって不採択すべきであると考えます。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

採決するという事によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 これより採決をいたします。本来は可とするということで討論をするんですが、今、反対討論があったということですので、本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○井坂（章）委員長 起立少数。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

次に、請願第7号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する事についてを議題とします。

1つ戻っていただいて、配付資料にあります請願第7号をお開きください。

事務局職員に朗読させます。佐藤主幹。

（事務局朗読）

○井坂（章）委員長 何かご意見等がありましたら、発言を願います。鈴木委員。

○鈴木委員 本請願についてでございます。請願の内容のとおりでございますが、やはり冤罪の疑いがあることが明らかになったときには、速やかに裁判のやり直しを行うことができるように法整備を行うことは極めて必要だと考えております。現状の再審法に基づく再審制度では、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどない状況で、裁判所の広範な裁量に委ねられているという状況です。このように再審のルールが存在しないということは、社会制度上の、やはり私は不備だと言えらると思っております。適切な法整備がされることは、私たち国民全般の利益にかなうものだと考えております。今月、国会議員超党派で311人が所属する冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟の皆さんが法務大臣へ要望書を提出しております。再審は最後の救済手段として役割を果たすため、確固たる手続が整備されなければならないとのことでした。市民生活に関わる法整備を願う当請願については、私も賛同するものがございます。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見等ありますか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 せっかくなのでお聞きしたいんですけども、冤罪の被害はどれくらい出ているかという、件数です。あるものですか。あまり身の回りで聞かないですし、そういったものが分かればいいかなくらいのレベルです。

○井坂（章）委員長 暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時17分 再開

○井坂（章）委員長 再開します。

大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 先ほど話したのは、あくまで昔とは警察が違って、ここにある事例は大分古い事例だと。自白強要したりとか、今、警察を私自身は信じていて、そういうことはない時代だと思っております。その中で新しい再審、冤罪がどのくらいあるのか気になったところではありますが、ただ、中身で、現在、昔のものも含めて、そういったことが起きているのも現実だと。再審法を認めないと私は言っているわけではなくて、再審することは問題ないと思っています。ただ、その前段階で、どれくらい今現在、例えば15年前、20年前、昔の自白強要をしていた時代と変わった今はどれくらいあるのかなというところが気になったところがございますので、話を進めていただいて、採決のほうに移っていただいて結構です。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 大内（聖）委員の今の問題提起については、これからもっと深掘りをしていかなければいけないというふうを受け止めておく必要があると思います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決をします。本件は採択すべきものとするに異議がありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本件は採択すべきものとするに決定しました。

ただいま採択すべきものとされました請願第7号について、請願書に添付されている意見書案を参考にしまして、委員会として議案の提出をしてよろしいでしょうか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、この意見書案を基に委員会として議案の提出をしたいと思っております。議案の提出者は総務生活委員会委員長の井坂 章です。

以上で、請願・陳情の審査を終了します。

執行部は退席をしていただいて結構です。傍聴者も退席を願います。

（執行部・傍聴者退席）

○井坂（章）委員長 4番目で、次に協議に移ります。閉会中の所管事務調査について協議したいと思っております。9月定例会までに行う所管事務調査の案件についてご意見を願います。

（「正副委員長に一任します」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、次期定例会までに、開催するかどうかも含めて、具体的な案件、日程は正副委員長にお任せいただきたいと思いますのですが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 開催する場合は予定通知にて連絡をいたします。

次回の総務生活委員会の日程について、若干正副で協議したところでありますけれども、7月30日を第1候補としております。

（「30日は出られないです」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 7月22日を第2候補としたいんですが、この日はどうでしょうか。22日は不都合な方はいませんか。オーケーですね。では、7月22日（月曜日）、午前、午後は、現時点では執行部との話し合いが必要ですので、一応全員1日空けておいてくださいますかね。この日程を考慮して執行部と調整をします。取り上げる案件については、正副委員長にお任せいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、そのように執行部と調整していきたいと思います。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

タブレットのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和6年6月25日配付資料、令和6年6月継続調査申出書（案）の順にお開きください。閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られればこの内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○井坂（章）委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ないですね。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、総務生活委員会を閉会します。ご苦労さまでございました。

午前11時27分 閉会